明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（財務六三）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四九）　一

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同三五〇）　三

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三五一）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六五六～一六六二）　五

○自動車の型式についての指定を取り消した件（国土交通九九八～一〇〇一）　六

○自動車の装置の型式を指定した件（同一〇〇二～一〇一九）　六

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同一〇二〇）　八

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同一〇二一）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇二二）　八

〔人事異動〕

法務省　外務省　財務省　環境省　防衛省　最高裁判所　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（京都労働局最低賃金公示一、佐賀同一）　八

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

平成二十七年度経済産業省共済組合の決算関係　九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　九

会社その他

民進党　三〇

省　令

○財務省令第六十三号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二日　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第十一号の二書式付表の備考に次のように加える。

4　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債の金利方式は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる事業の金利方式とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二日　総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十八年度ホーク・中ＳＡＭ部隊実射訓練評価支援隊

二　国外派遣期間　平成二十八年九月五日から平成二十八年十二月二十七日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第三百五十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、維新の党及び民進党から訂正の届出があったので、平成二十七年総務省告示第七十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十八年総務省告示第百十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年九月二日　総務大臣　山本　早苗

平成二十七年総務省告示第七十七号の一の項㈨中「一七八」を「一七六」に改める。平成二十八年総務省告示第百十九号の十の項㈨中「四八九」を「四八八」に改める。

○総務省告示第三百五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二日　総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項	異動年月日
民進党	新	平成二十八年一月十八日
	所属国会議員の住所	
	寺田　学	秋田県秋田市御所野地蔵田五―二二―一
	旧	秋田県秋田市手形山中町二―三七
	本村賢太郎	神奈川県相模原市南区鵜野森三―一九―三
		神奈川県相模原市南区南台五―一一―一五
		平成二十八年四月五日